

福島県子ども・子育て会議の公募委員に係る募集要綱

1 目的

福島県子ども・子育て会議条例に基づき、子ども・子育て支援に関することについて調査審議するための福島県子ども・子育て会議を設置するにあたり、委員の一部を公募することにより、広く県民の声を県行政に反映し、もって本県の実情に沿った子ども・子育て支援施策の構築等に資することを目的とする。

2 公募委員

公募委員は2名以内とする。

うち1名は満30歳未満（令和7年4月1日現在）の若者を優先的に選考する。

3 応募資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

ただし、国、地方公共団体の議員及び職員は除くものとする。

- (1) 県内に在住し、満18歳以上（令和7年4月1日現在）であること。
- (2) 県内の子ども・子育て施策について関心があること。
- (3) 年に2～3回程度、平日に福島市内で開催される会議に出席できること。

4 任期

任期は令和8年2月12日から令和10年2月11日までの2年間とする。

5 応募方法

次の書類を下記応募先まで持参又は郵送により提出するものとする。（郵送の場合は封筒余白に「福島県子ども・子育て会議委員公募」と朱書きすること。）なお、提出された書類は返却しない。

- (1) 応募申込書（別紙）
- (2) 履歴書（様式自由、写真貼付）
- (3) 作文（意見・提言等800字以内、氏名記入、様式自由、ワープロソフト使用可）
テーマ「福島県の子ども・子育てについて思うこと」

6 公募期間

公募期間は令和7年12月26日（金）までとし、郵送の場合は、令和7年12月26日の消印があるものまで有効とする。

7 公募委員の選考

(1) 選考方法

ア 公募委員の選考委員（以下「選考委員」という。）を設置し、選考するものとする。

イ 選考については、応募のあった者に対し、選考委員が面接により行うものとする。

なお、面接に当たっては、提出された応募申込書及び作文も加味して選考する。

(2) 選考委員

選考委員は次に掲げる者とする。ただし、選考当日都合により出席できない場合は、当該委員が指名する代理者が当該委員に代わって出席できるものとする。

ア 私学・法人課長

イ 義務教育課長

ウ こども・青少年政策課長

8 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に令和8年1月末までに通知するものとする。

9 応募先及び問い合わせ先

福島県こども・青少年政策課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16（県庁西庁舎6階）

電話 024-521-7198 FAX 024-521-7747

附則 この要綱は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。
附則 この要綱は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。
附則 この要綱は、平成 28 年 8 月 18 日から施行する。
附則 この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
附則 この要綱は、令和 元年 12 月 5 日から施行する。
附則 この要綱は、令和 3 年 12 月 15 日から施行する。
附則 この要綱は、令和 5 年 12 月 5 日から施行する。
附則 この要綱は、令和 7 年 11 月 25 日から施行する。